

あさらの風



甘木朝倉法人会会長ご挨拶	2
資産課税(相続税)について	3~4
租税教室	5
— 知ってほしい! 租税の必要性と役割 —	
租税教育活動といちごプロジェクトの取組み	6
税に関する絵はがきコンクール優秀作品	7
法人会平成26年度税制改正に関するアンケート(簡易版).....	8
守りたい! 子供たちの生命と安全	9
•飛び出し人形の贈呈 •防犯ブザーの贈呈 •緑のカーテンの設置	
各支部の活動	10
— 環境問題にも取り組んでいます! —	
大人の食物アレルギーについて	11
医療ジャーナリスト 大谷 克弥	
めまいはどうしておこるの	13
日本めまい平衡医学会認定「めまい相談医」富田 英壽	
講演会のご案内	14
逆境が人を育てる ～小さくても強い会社を作る～ 講師/日本ガードサービス株式会社 代表取締役 市川 善彦	

筑後川右岸をうるおす灌漑施設。筑後川から引かれた水は水車を回し、稲を実らせている。国指定の史跡であるが現在も稼働しており、江戸時代の人々の水への思いが今も息づいている。



(写真提供) 朝倉市



ご挨拶

会長 田口 和博

平成25年度上半期のわが国経済は、昨年末からの安倍政権による積極的な財政・金融政策への期待感から株高・円安が一気に進み、景況感は大きく改善されました。1月以降、個人消費も底堅く推移し、輸出や設備投資も持ち直しの兆しをみせております。

このような状況下ではありますが、雇用情勢や中小企業の景況感は依然として厳しい状況が続いており、会員の皆様におかれましても、何かとご苦勞も多い事かと思えます。

さて、今後のわが国経済にとって大きなインパクトとなるのが、来年4月および再来年10月に予定されている消費税の増税であります。

急速な高齢化の進展に伴い、年金・医療・介護といった給付を受け取る老齢世代が急増している一方、その財源を支える勤勞世代は減少する傾向にあります。このため、社会保障財源の一翼を担う保険料収入が給付の伸びに追いつかず、その不足分を国や地方から移転する税などの公費で賄っています。この公費分に相当する社会保障費は毎年1兆円超のスピードで膨張していますが、税収は十分でないことから、公費の一部は借金（財政赤字）で賄う格好となっています。

また、政府は先進国で最悪の日本の財政への信認を維持するため、2015年度までに基礎的財政収支（プライマリーバランス）の赤字を半減させ、20年度までに黒字化するという目標を掲げ、国際会議でも表明しており、このような状況下、消費税増税はいたしかたない面もあります。

しかしながら、税金の使われ方はもとより、消費税・法人税・所得税等の税金のバランスなどについても我々はいち早く関心を持っていかねばならないと思います。

日本は、消費税は先進国の中で低い方という事ですが、法人税は最も高い国であり、なかなか海外から日本への投資が増えず、日本企業の海外移転に繋がっている現状があります。

今後、法人会としても法人税の減税を強く訴えていかねばならないと考えています。

今年の夏は大変厳しい暑さが続きました。今夏（6～8月）の九州北部の平均気温は、比較可能な統計が残る1946年以降最高を記録したそうで、福岡管区気象台は「戦後最も暑い夏になった」としています。

季節の変わり目になりましたので、くれぐれも体調にはお気をつけいただくとともに、会員の皆様の益々の事業の御繁栄をお祈り申し上げます。

公益社団法人 甘木朝倉法人会の目的及び事業

（目的）

この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
- (2) 税制の調査研究及び提言に関する事業
- (3) 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業
- (4) 地域社会に貢献することを目的とする事業
- (5) 会員の交流を図るための事業
- (6) 会員の福利厚生のための事業
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

資産課税



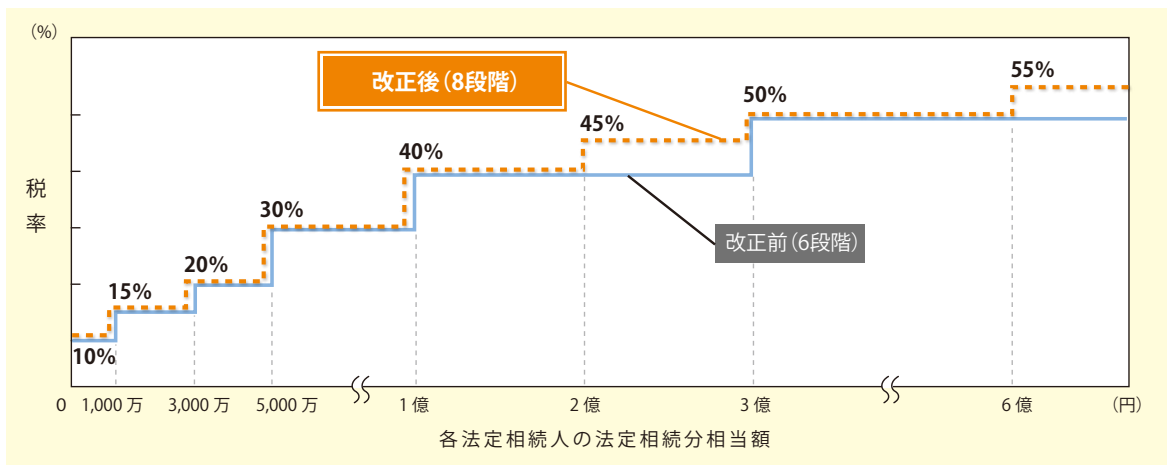
相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し等

- バブル後の地価の大幅下落等への対応、格差の固定化の防止等の観点から、相続税について、基礎控除を引き下げるとともに、最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しを行います。
〔平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用します。〕
- 相続税の基礎控除の引下げ等と併せて、相続人の居住や事業の継続に配慮する観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、見直しを行います。
〔平成27年1月1日(「居住用宅地の適用要件の緩和・柔軟化」)については、平成26年1月1日)以後の相続・遺贈について適用します。〕

■ 基礎控除の引下げ



■ 税率構造の見直し



参考 相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0万円	10%	0万円
3,000万円〃	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円〃	20%	200万円	20%	200万円
1億円〃	30%	700万円	30%	700万円
2億円〃	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円〃			45%	2,700万円
6億円〃	(3億円超)	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

※ 上記の相続税の税率は、各法定相続人の法定相続分相当額を上記の金額に区分して、それぞれの区分に対応する税率を適用して足し合わせる方式(超過累進税率)を採っており、納税者がその負担能力に応じて公平に税を負担する仕組みとなっています。

具体的には、左の表に当てはめることで簡単に計算することができます。

(計算例) 相続財産 1 億円を子 2 人で相続した場合 (改正後の場合)

● **法定相続分に応ずる取得金額**
 相続財産の合計 法定相続分に応ずる取得金額
 $(1 \text{ 億円} - 4,200 \text{ 万円}) \times 1/2 = 2,900 \text{ 万円}$

● **法定相続人別の相続税額**
 法定相続分に応ずる取得金額 税率 控除額 法定相続人別の相続税額
 $2,900 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 385 \text{ 万円}$

● **相続税の総額**
 $385 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 770 \text{ 万円}$

事業承継税制の見直し

- 非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度(「事業承継税制」)について、より多くの中小企業経営者が安心して制度を活用できるよう、適用要件の緩和、負担の軽減、手続の簡素化など、制度の使い勝手を高める抜本的な見直しを行います。

[所要の経過措置を講じた上で、原則として平成27年1月1日以後の相続又は贈与について適用します。]

適用要件の緩和

1. 雇用確保要件の緩和
「毎年8割以上」が必要 ⇒ 「5年間平均で8割以上」に。
2. 後継者の親族間承継要件の廃止
「親族間での承継」が必要 ⇒ 「親族に限らず適用が可能」に。
3. 先代経営者の役員退任要件の緩和〔贈与税〕
「役員の退任」が必要 ⇒ 「代表者退任要件(有給役員として残留可)」に。

負担の軽減

1. 納税猶予の打ち切りに係る利子税の負担軽減
 - ① 納税猶予期間に係る利子税を引き下げる。(年2.1% ⇒ 0.9%*) (平成26年1月1日～)
※ 貸出約定平均金利の年平均が1%の場合
 - ② 納税猶予期間が5年を超える場合には、5年間の利子税を免除する。
2. 民事再生計画等に基づき事業再生を行う際に、納税猶予税額を再計算し、一部免除する措置の創設
3. 債務控除方式の変更
債務の相続があっても納税猶予をフル活用できるように、先代経営者の個人債務等を株式以外の相続財産から控除する。

手続の簡素化

1. 事前確認制度の廃止(平成25年4月1日～)
2. 提出書類の簡略化
3. その他の使い勝手を向上させるための措置
 - ① 一定の株券不発行会社への適用を可能とする。
 - ② 一定の事由により経済産業大臣の認定の取消しがあった場合は、その猶予税額の納付に当たり、延納・物納の適用を可能とする。

不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の特例の拡充及び領収書に係る印紙税の免税点引上げ

- 不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、平成26年4月1日以後に作成される文書について、軽減割合及び適用範囲を拡充します。
- 平成26年4月1日以後に作成される領収書に係る印紙税の免税点を5万円未満(現行3万円未満)に引き上げます。

詳しくは、[国税庁ホームページ](http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

[WWW.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索 

租税教室

— 知ってほしい! 租税の必要性と役割 —

私たち甘木朝倉法人会青年部会は、50歳以下の法人会会員およびその後継者などで組織する部会で現在90余名の部会員で活動しており、税務知識の向上と普及、企業経営の健全な発展を目標に租税教育や研修会等の事業や部会活動を行っています。

事業の中でも「租税教室」は活動の中軸とも言えるもので、甘木税務署の方々をはじめ女性部会などと協力し、甘木朝倉地域の小学校に出向き6年生の児童を対象に税金の使い道や役割について部会員が先生役を務め授業を行っています。

授業内容は、児童たちにも親しみが深い「消費税」の話を取りかかりに、税金のない社会のアニメビデオを観たり、簡単な税金のクイズなどを交え、税金がどのように使われ自分たちの暮らしとどう関わっているかを知ってもらうことを中心に行っており、次の世代を担う児童たちに「税」について親しみ正しく理解していただくことで、「税」への関心を高めていただくことを目的としています。

45分の授業では税の専門家でも授業の専門家でもない私たちはなかなか伝えきれないことも多いのですが、講師育成の研修に参加するなど内容を充実するとともに、地域の大人として難しいと思われがちな「税」の話を親しみやすく感じてもらえればと考えています。

また、甘木朝倉法人会の公益法人への移行に伴い、青年部会も地域貢献や経営支援と言った事業に研修委員会と協力し、今まで以上に積極的に取り組んでいます。



租税教育活動といちごプロジェクトの取組み

本年度も昨年同様、甘木朝倉法人会オリジナルの税の紙芝居「くるくるコドラ」とDVD「けんたくんの大冒険」を持って、学童保育所への租税教育活動を実施しています。

難しく考えがちな税の授業ですが、紙芝居等を使って楽しく分かりやすく話を進めていきました。1年生から3年生までの児童たちへ「税金って知っていますか？」と問うと、「知らない」、「知ってる！消費税！」と元気な声が返ってきます。

子どもたちは学校、机、椅子、教科書にも税金が使われていることに驚き、これからも大切に使うという思いも出てきました。

また、女性部単独で6年生を対象とした租税教育を行い、多くの児童たちが税金について強い関心を持ってくれました。

税に関する「絵はがきコンクール」の出品依頼には多くの先生、児童が理解を持ち、びっくりするほどの出品数があり、大変うれしく思っています。

これからも女性部会員一同、児童たちと一緒に勉強しながら租税教育活動を広げていけるように努めていき、今年度も頑張りたいと思います。

また、もう一つの活動は全国的に法人会女性部会が取り組んでいる広く節電をすすめる「いちごプロジェクト」。無理なく楽しく出来ることからみんなで「いちご習慣(節電)」にチャレンジしよう！



税に関する絵はがきコンクール 優秀作品

※学年は、平成24年度当時のものです。



最優秀賞

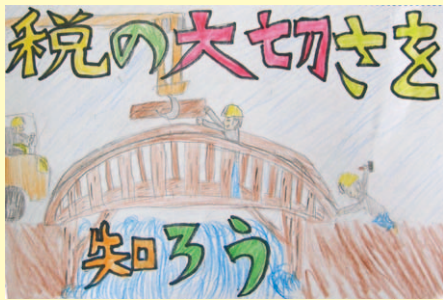
秋月小学校
6年
白石 尚己



県連女性連協会長賞



甘木小学校 6年 三浦 穂乃花



朝倉東小学校 6年 久保山 拓実



優秀賞



志波小学校 6年
穴井 佑依



杷木小学校 6年
飯田 春菜



甘木小学校 6年
二宮 唯



馬田小学校 6年
大場 友理



松末小学校 5年
石橋 亜友



大福小学校 6年
江藤 太星



杷木小学校 6年
大坪 芽生



甘木小学校 6年
行徳 翔太



三並小学校 6年
小柳 真衣



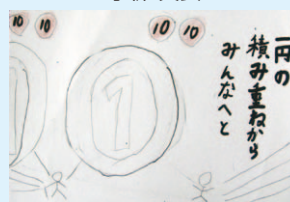
中牟田小学校 6年
田中 裕大



中牟田小学校 6年
宮川 太郎



朝倉東小学校 6年
竹田 岳司

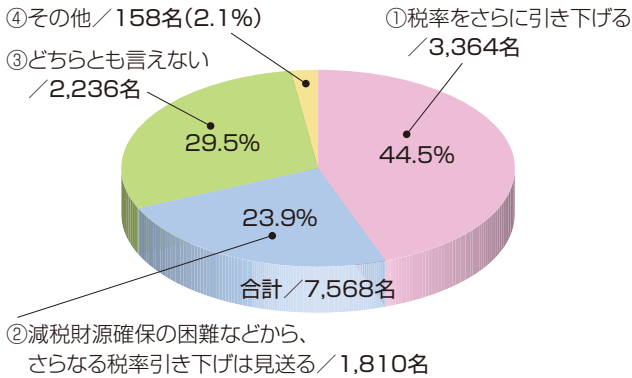


大福小学校 6年
末次 功士朗

法人会 平成26年度税制改正に関するアンケート (簡易版)

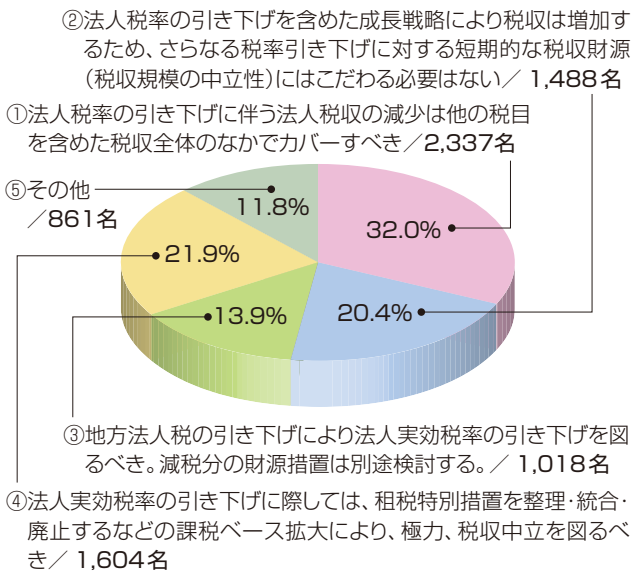
問1 法人税/法人税率のさらなる引き下げ

23年度改正で実効税率が5%引き下げられましたが(2015年までは復興特別法人税が上乘せ)、法人税率のさらなる見直しについてどのように考えますか。以下より1つ選んでください。



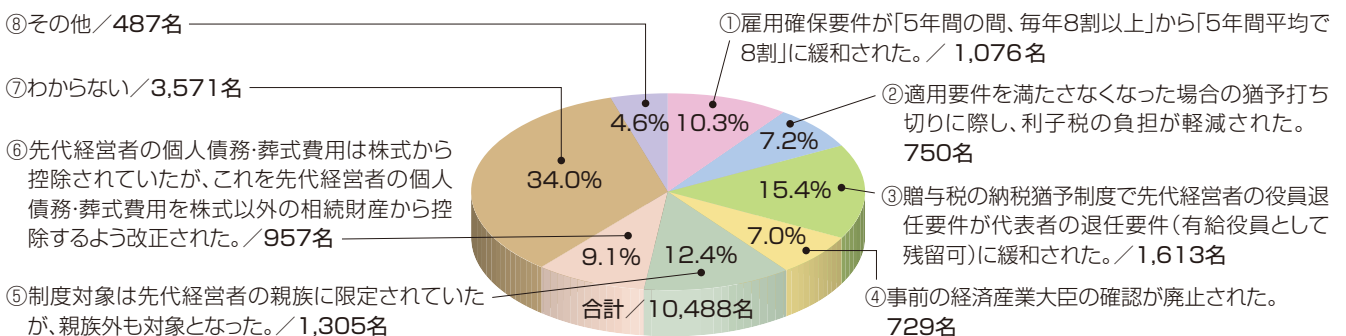
問2 法人税/法人実効税率のさらなる引き下げを求める場合の税財源

日本の法人実効税率をさらに引き下げの場合、その減税財源の確保策についてどのように考えますか。以下より1つ選んでください。



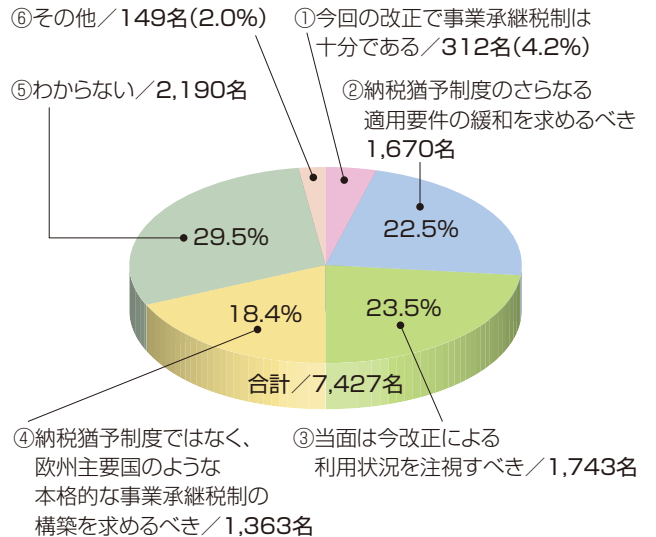
問3 相続税・贈与税/事業承継税制における適用要件の改正

納税猶予制度については、制度適用要件、手続き等の大幅見直しがされました。もっとも評価する改正内容を以下より2つ選んでください。



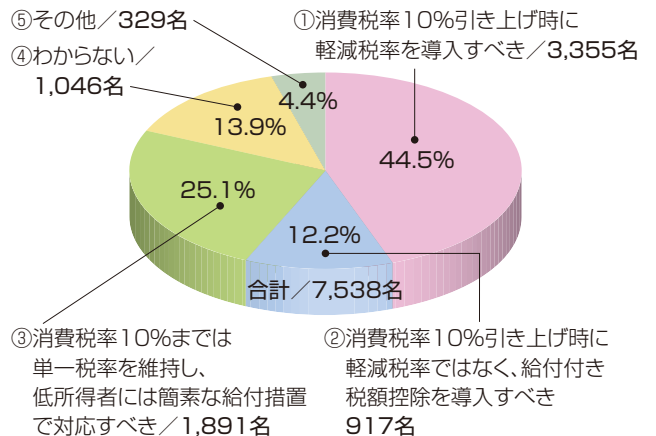
問4 相続税・贈与税/さらなる事業承継税制の見直し

今改正では現行の納税猶予制度の使い勝手を高めるような見直しが行われましたが、今後のさらなる見直し余地についてどのように考えますか。以下より1つ選んでください。



問5 消費税/軽減税率の導入

25年度改正では、消費税率を8%に引き上げた際の低所得者対策として簡素な給付措置を実施し、10%への引き上げに際しては軽減税率の導入を目指すこととされました。軽減税率の導入についてどのように考えますか。以下より1つ選んでください。



— 守りたい!子供たちの生命と安全 —

飛び出し人形の贈呈

交通安全の徹底と児童の安全を車から守ることを目的に、管内の小学校に「飛び出し注意」の人形看板を設置しています。朝倉警察署と各小学校PTAの協力で通学路の管内危険箇所260地点を選び、今年で4年目となり全地点設置完了予定です。

昨年、朝倉市の朝倉東小学校であった贈呈式で、田口和博会長は「人形看板は車の運転者に注意を促すと同時にみなさんにとって危険な場所に設置されています。絶対に飛び出さないで」と呼びかけると、児童たちは「交通安全に気を付けて生活します」と元気に答えていました。

地域の方にも大変好評で、区長さんや学校関係者などから問い合わせがあり、住民の方の交通安全に対する関心の高さが視えます。

また、管内の交通事故が減少し、事故防止に貢献したということで朝倉警察署より感謝状もいただきました。



朝倉東小学校にて飛び出し人形を贈呈



防犯ブザーの贈呈

安全・安心な地域づくりと児童の安全を守ることを目的に、管内の小学校に入学するすべての新1年生に毎年4月、防犯ブザーを配布しています。

平成18年から配布を始めて以来、今年で8回目となり、総計で6400個の防犯ブザーを配布いたしました。

見知らぬ人に追い回され、防犯ブザーを鳴らして難を逃れたというケースも発生しております。

防犯ブザーをいつも身に付けておくことが犯罪防止、抑止力になると思いますので、子供たちの生命と安全を守るために、今後もこの活動を継続してまいります。



防犯ブザーを子供たちへ贈呈

緑のカーテンの設置

環境委員会では、昨年の甘木小学校に続き今年には三輪小学校において、緑のカーテンを設置しました。

5月25日、三輪小PTA及び教職員の皆様の協力を得て、朝鮮アサガオを植え付けました。

また、今年には十文字支部も環境委員会の趣旨に賛同して、金川小学校に同じく緑のカーテンを設置しました。

両校とも順調に育ち、猛暑から少しは子供たちを守ってくれていると思います。

引き続き運動を続け、できるだけ早くに全小学校に設置したいと思っています。



各支部の活動

— 環境問題にも取り組んでいます! —

甘木三支部／はなみずぎ通りイルミネーション設置



甘木東支部／花壇植え替え作業

秋月支部／シンポジウムの開催



東部支部／ハーブフェスタ



夜須・三輪支部／桜並木ライトアップ事業



南陵支部／筑後川凧揚げ大会



朝倉支部／プランターの配布



立石支部／大平山登山道の下草刈り作業



十文字支部／法人会文庫

—— 大人の食物アレルギーについて ——

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

子供の3大原因食は、栄養いっぱいのお卵、牛乳、小麦

東京・調布市の小学校で昨年末、5年生の女子学童が給食を食べてショック死するという事故が起き、食物アレルギーに対する関心が高まっています。この生徒は乳製品にアレルギーがあり、特別食が配られていたのですが、おかわりに担任教師が誤ってチーズの入った一般食を渡し、死を招きました。

このように最近では子供の食物アレルギーが増え続けていますが、3大原因食と呼ばれるのは卵、牛乳、そして小麦です。いずれも子供の成長に深く関与している栄養食品なので、家族は勿論のこと、学校関係者も頭を痛めている状況にあります。

子供の食物アレルギーは長ずるにつれて治まったり、症状が軽くなったりするのが一般的ですが、そのまま引きずって一生完治しない人もいれば、大人になって突然、発症する人もいます。

今や国民病と言われている花粉症もそうですが、アレルギーはなぜ起きるのか、という仕組みがまだ詳しく解明されていないので、極めて厄介な問題なのです。

3年前に「茶のしずく」という化粧石鹸を使って、顔が腫れたりする被害者が続出する騒ぎがあったのを、覚えている方はいるでしょうか。これは石鹸に小麦の成分が含まれていたため、小麦アレルギーをずっと抱えていた成人女性の多くに、被害が及んだのでした。不思議なことに、この石鹸を使用して顔が腫れ上がった後、パンなどの小麦食品を食べてもアレルギー反応を起こさなくなった人もいたようです。裁判にもなっているこの事件の最大の争点は、製造元が小麦の成分表示をしていなかったことにあります。

近年は果物を食べて発症する大人が増加とか

「茶のしずく」はたまたま石鹸でしたが、食べ物になるとさらに難しい問題が山積しています。現代社会では多くの食品を混合した加工食品が出回っていて、何が使われているのか、消費者には分からないことも多々あります。そこで国は、患者発生の多い「卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに」の7品目については、原材料の表示を義務付けています。乳は圧倒的に牛乳が多いのですが、ヤギ乳なども含まれ、チーズやバターなどの乳製品もここに入ります。

このほか義務制ではありませんが、表示するのが望ましいと奨励されているものが17品目あります。魚類ではサバ、イカなど。肉はウシ、ブタなど。果物はバナナ、キウイなど。さらに大豆、ヤマモモからマツタケも入っています。アレルギーを起こす食品がいかにも多いのか、驚くばかりです。

食物アレルギーの症状は実に様々で、軽ければ発疹、吐き気、発熱、腹痛などで済みますが、アナフィラキシーと呼ばれる全身症状が起きると血圧低下、呼吸困難、意識障害などで危険な状態になります。アレルギーを持つ人の割合は把握されていませんが、一応は赤ちゃんだと10%、小学生以上は大人も含め1-3%が要注意とされています。しかし実際にはもっと多いはずと指摘する研究者も数多くいます。

その中で注目されるのが、近年、大人になって突然、アレルギー発症する人が増えているという臨床現場からの報告です。原因食は子供と違って、リンゴ、モモ、ナシなどの果物に多く、野菜でもあるようです。重篤な症状になる人は少ないようですが、また新たな問題提起がされ、対応が急がれています。

【筆者紹介】

大谷 克弥(おおたに・かつや)

医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。

読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。





法人会のビジネスガード
Business Guard Series



ケガ・病気

熱中症

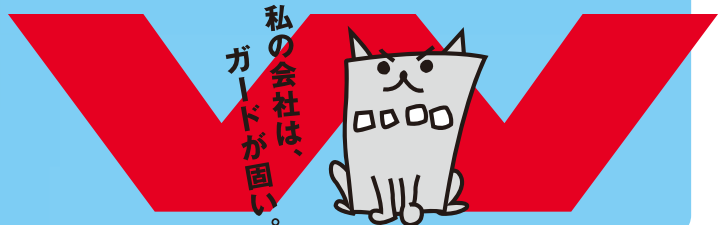
労災訴訟

地震・噴火・津波

損害賠償責任

過 労

職場のメンタルヘルス



法人会の アットワークハイパー任意労災

定額+賠償の「ダブル補償」で、万一の労働災害から企業経営を守ります。

AIU保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

〒830-0032

久留米支店

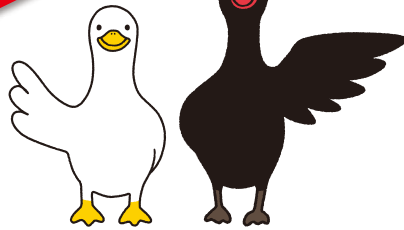
福岡県久留米市東町38-1 大同生命ビル7F
TEL.0942-39-7551 FAX.0942-39-1817

(受付時間:午前9時から午後5時まで/土・日・祝日・年末年始を除く)

●この広告は保険の概要をご説明したものです。詳細につきましては弊社代理店にお問合せください。 ●アットワークハイパー任意労災は法人会福利厚生制度の制度商品である業務災害総合保険のベトナムです。

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

新登場!



がんを含む

病気や
ケガの
備えに

— 法人会 —

ちゃんと応える
医療保険

EVER



— 法人会 —

心配な
「がん」の
備えに

生きるための
がん保険 Days

◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

(引受保険会社)

Affrac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

福岡総合支社
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル10F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

めまいはどうしておこるの

日本めまい平衡医学会認定「めまい相談医」 富田 英壽

最近、めまいを訴える人が多くなっています。それは現代の忙しい生活の中でストレスを抱える人が多くなってきたためや、また生活習慣病を持つ人が増えてきたためか、それにわが国は世界一の長寿国になり、お年寄りが多くなって来たためでもあります。

私たちの体には、体のバランスを保つシステムが備わっております。耳、目、筋肉などからの情報が脳に送られて適切に統合され、その情報が全身の筋肉に正確に伝わることで、体のバランスをうまく保っております。これらの情報に異常やズレが生じるとバランスがくずれ、めまいが起きます。

めまいは、①耳の病気、②脳の病気、③全身の病気によって起きます。めまいの患者さんが100人おられたら、ほぼ95人は耳が原因のつらいめまいです。脳や全身の病気が原因の危ないめまいが5人位です。これをはっきりさせることが大事であります。

平衡感覚を司る耳の内耳は、リンパ液で満たされていて、このリンパ液の増加や漏れでめまいが起きたり、内耳の器官の一部(耳石)がはがれて起きたり、内耳でとらえた情報を脳に伝える前庭神経に炎症が起きたりしてめまいが生じます。また、脳の中の小脳や脳幹は体のバランスを保つ働きをしています。ですから、脳や全身の病気によって、小脳や脳幹に送られる血液量が不安定になったり、不足したり、小脳や脳幹が圧迫されてもめまいが起きます。

耳から起きるめまいには、10種ほどの病気があります。その中でもメニエール病がよく知られております。しかし最も多い病気はメニエール病ではなく、「良性発作性頭位めまい症」という病気です。耳が原因で起きるめまいの患者さんの6割を占めます。この病気は、内耳の前庭内にある耳石が何かの調子ではずれて、半規管の中に入り込み、コロコロと動き回るためにグルグルめまいが起きる病気です。朝起き

上がったとき、寝返りをしたときにぐるぐるめまいが起き数十秒で止まります。また頭を動かすとめまいが来ます。治療に耳石置換治療法を行います。これは、理学療法で頭を動かして耳石を元の場所に移動させるもので比較的早く治りやすいです。

次に多いのがメニエール病という病気で2割位あります。メニエールは、フランスの内科医で、めまいの中には脳の病気によるものではなく、内耳の異常によるものがあることを発見しました。これからメニエール病という病名ができました。この病気の原因は、内耳の三半規管の内リンパ水腫といわれております。一口に言うと内耳がむくんでしまうのです。このむくみがひどくなると、回転性のめまい、難聴、耳鳴り、吐き気などが起きてまいります。このような症状を繰り返すのがこの病気の特徴です。治療には内耳のむくみを取るための注射や内服薬があります。しかしこの病気はストレス、過労や睡眠不足などの生活習慣が悪影響いたしますので、生活面でこれらを軽減するように気をつけることが一番大事です。



逆境が人を育てる ～小さくても強い会社を作る～

入場無料
どなたでも参加できます。

日時:平成25年10月17日(木)15:00～ 会場:ピーポート甘木 第4～5学習室

講師 / 日本ガードサービス株式会社 代表取締役 いちかわ よしひこ 市川 善彦 先生

〈講師プロフィール〉

- 1952年 長崎県佐世保市生まれ
- 1966年 大企業の社長だった父の会社が倒産。父のみが夜逃げし、一家離散となる。
- 1968年 病弱だった母が過労死し、天涯孤独となる。高校を中退後、単身上京。スーパーの店員、警備員、自衛官など数々の職業を経験し福岡へJターン。「半分の法則」(収入の半分で生活、残りは貯蓄)を編み出して、資本金を蓄積する。
- 1976年 幾多の試練を乗り越えて、「初心貫徹」24歳の時に、オーナー社長となる。



- 1977年 行方不明の父に「実印」を勝手に作られ、保証人に仕立て上げられて数千万円単位の借金。その後、2年間無給で社員の2倍働いて、経営を立て直す。
 - 1981年 父の借金をようやく完済。結婚。
 - 1986年 長女が「急性心不全」で2歳8カ月で病死。絶望するも、娘の死を契機に、人間をそして経営をやり直すことを決意。
- 以後、社員とともに「心の経営」を実行。飛躍的に業績をアップさせる。自社ビル、社員寮、自宅すべてを無借金で建て完全無借金経営を継続中。福岡大学経済学部非常勤講師、中小企業大学校講師、福岡信用金庫総代、タナベ経営講師等も務める。

穴熊。

			手術保障	傷害通院保障
傷害後遺障害保障	傷害休業保障	疾病入院医療費用保障	入院保障	
死亡保障	高度障害保障	傷害医療費用保障		
社長	事業承継相談費用保障	疾病入院療養一時金保障		

穴熊とは二重の防御により王将を守り抜く、最も堅牢と言われる将棋の戦術の一つ。経営者を守る幾重もの安心を「経営者大型総合保障制度」はご提供します。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型V

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

DAIDO 大同生命
久留米支社/久留米市東町38-1
TEL 0942-32-4306

AIU AIU保険会社
久留米支店/福岡県久留米市東町38-1
(大同生命久留米ビル7F) TEL 0942-39-7551

- ◎この資料は平成25年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-24-1043(平成25年2月25日)

—— 法人会加入のおすすめ ——

〈法人会の主な活動〉

- 税制改正に関する要望ならびに陳情活動
- 税の啓発・租税教育活動
- 経営や税務・一般教養等の研修会の開催
- 地域に密着した社会貢献活動
- 経営(者)支援のための活動
- 情報誌や各種参考資料の配布
- 会員相互(異業種)の交流
- 経営者・従業員のための福利厚生制度の推進



☆法人会に加入すると、こんなメリットがあります☆

- 1 さまざまな業種の人との出会いは、新しい仕事のつながりを生み出します。
- 2 正しい税知識を身につけられ、節税に役立ちます。
- 3 最新の税制ニュースや経営・経済などの情報を得ることができ、直接会社経営に役立ちます。
- 4 経営法律無料相談や優遇貸出金利で金融機関の融資が受けられます。
- 5 経営者の健康管理のための健康診断(人間ドック)が、助成金付きで受けられます。
- 6 法人会独自の充実した福利厚生制度をご利用いただけます。
- 7 法人会の社会貢献活動に参加することにより、地域のお役に立つことができます。

入会のお申し込み・お問い合わせは _____

公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木 955-11 朝倉商工会議所会館 3F
Tel(0946)24-5757 Fax(0946)23-2844

●編集・発行／公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館3F
Tel.0946-24-5757 Fax.0946-23-2844

●発行日／平成25年9月15日(第56号)

●印刷・製本／井上紙工印刷株式会社

〒838-0015 福岡県朝倉市持丸625-1 Tel.0946-22-3951